

令和5年度 電子報告システム(報告受付サイト)に係る
医薬専門情報誌(電子版)への広告掲載業務に関する仕様書

1. 業務名

令和5年度 電子報告システム(報告受付サイト)に係る医薬専門情報誌(電子版)への広告掲載業務

2. 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)安全性情報・企画管理部では、令和3年4月1日から「電子報告システム(報告受付サイト)」(以下「報告受付サイト」という。)の運用を順次拡大し、医薬関係者において医薬品、医療機器、再生医療等製品、医薬部外品及び化粧品の副作用等報告を電子的に報告することが可能となっている。

本調達は、医薬関係者の報告受付サイトの認知度をより一層高める目的で、医薬専門情報誌(電子版)への広告掲載に係る業務を委託するものである。なお、報告受付サイトについては以下を参照のこと。

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

3. 業務内容

(1) 広告掲載対象誌及び掲載期間

以下のとおり、オンラインでの広告掲載を行うこととし、掲載に伴う、掲載対象誌との調整も併せて行うこと。

- ・日経メディカル オンライン (第1レクタングル):1週間
- ・日経ドラッグインフォメーション オンライン (第1レクタングル):1ヶ月間
- ・薬事日報ウェブサイト (プライムディスプレイ1):1ヶ月間

なお、広告募集の空き状況に応じて、掲載対象誌の変更は可能。その場合、訴求対象が医師・歯科医師・薬剤師・看護師・臨床工学技士等の医薬関係者であることを考慮し、上記に代わる広告掲載対象誌及び掲載期間を提案し、PMDA と協議の上、決定すること。

(2) 広告実施時期および回数


契約締結日から令和6年3月21日(木)までに、(1)に記載の広告掲載対象誌にそれぞれ1回ずつ掲載することとして、計3回掲載すること。

(3) 広告原稿作成

(1)の実施にあたり、各広告掲載誌が定める仕様に基づき、以下の点に留意して広告

原稿の作成を行う。

- ・専用ロゴ及び専用キャラクター(PNG、ai データ及びカラー情報を提供可能)を使用し、視認性の高いデザインを提案すること。キャッチコピーは可能な限り含めること。
- ・原稿の納品形式は、4項を参照すること。
- ・原稿デザイン決定にあたり、PMDA にドラフトを提示し、PMDA の承認を得ること。なお、PMDA から最大 2 回までの修正指示を行う場合がある。

専用ロゴ	
専用キャラクター	
キャッチコピー	あなたの報告が、明日の医療を変える

(4) 業務報告書作成

実施した各広告について、以下の点に留意して業務報告書を作成すること。

- ・実施概要(期間、手法、画面キャプチャ等)、広報結果及び考察を含める。
- ・広報結果に用いる指標については、基本的には広報実施より前に PMDA に提案の上、合意した内容とする。クリック数、クリック率、インプレッション数や、他に有用な指標が考えられる場合には、PMDA に提案を行うこと。
- ・広報結果については、数値結果に加え、グラフ等を用いて視覚的にわかりやすくなるよう工夫すること。
- ・業務報告書としてとりまとめるにあたり、ドラフトを PMDA に提示の上、内容について承認を得ること。業務報告書の形式は、4 項を参照すること。

4. 納入成果物及び納期

納入成果物	納品形態		納期
3(3) 広告原稿デザインデータ	PNG 及び ai データ (アウトライン前後の2 種類)	・ CD-R 又 は DVD-R で 1 部 ^{※1} 納品	最終版 ^{※2} : 令和6 年3月 29 日(金)
3(4) 業務報告書	ファイル形式は契約 後に PMDA と合意の 上決定	・ラベルには、業 務名と納品日を明 記	ドラフト版: 令和 6 年3月 21 日(木) 最終版 ^{※2} : 令和6 年3月 29 日(金)

※1: 3(3)、(4)まとめて1部とすること

※2: 検収終了後のものとする

5. 知的財産権の帰属

- (1) 本調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。)は、PMDA が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて PMDA に帰属するものとする。
- (2) 本調達に係り発生した権利については、受託者は著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。)を行使しないものとする。
- (3) 本調達に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に PMDA に報告し、承認を得ること。
- (5) 本調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者にゆだねる等の協力措置を講ずる。なお、受託者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受託者の責任において著作者等の承認を得るものとし、PMDA に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

6. 再委託について

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し承認を受けること。申請に当たっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成のうえ、PMDA に提出すること。また、受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先

業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告のうえ承認を受けること。

- (2) 受託者又は本業務の一部の委託を受けた業者(以下この項において「委託元業者」という。)から本業務に係る業務の一部を受けた業者は、当該業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託する業務の範囲及び再委託先等について、委託元業者を通じ、受託者が取りまとめのうえ、PMDA に申請し承認を受けること。申請に当たって必要な書類及び手続き並びに本仕様書に定める責務については6(1)に準拠する。

7.本業務の契約期間

契約締結日～令和6年3月29日(金)

8. 秘密保持について

PMDA から提供する情報については、秘密保持契約の対象とする。

なお、本項目の詳細要件については秘密保持契約書に明記してあるので、受託者においては別途書類提出を求めることとする。

9. 応札者の条件

(1) 受託者においては、本業務の見積りの内訳書について、詳細な根拠資料を落札後に即日提出すること。

(2) その他条件は入札説明書による。

10. 検収及び業務の完了

納入成果物について、最終版納品日までに PMDA 担当者による検収を受けること。納入成果物の全部又は一部に不合格となるものが存在した場合、受託者の負担により是正した上で、再度、PMDA による検収を受けること。PMDA 担当者による検収終了をもって、業務完了とする。

11. その他

仕様書にない事項又は仕様書について生じた疑義については、PMDA と協議の上、解決するものとし、本業務の実施にあたっては、PMDA 担当者の指示に従い実施すること。

12. 連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

安全性情報・企画管理部 情報管理課 村田

03-3506-9482

murata-akihiko●pmda.go.jp (迷惑メール対策のため、●は@に置き換えること。)